

中宮の意義と沿革

橋 本 義 彦

は し が き

中宮之号、古通称太皇太后・皇太后・皇后三宮、而中葉以還独為皇后別稱、及一条帝之立中宮、以太皇太后・皇太后二宮並存、故改円融中宮稱皇后、然是特一時之權宜、所以別其尊稱、而皇后之号、名与実乖、尋更冊女御彰子為中宮、改中宮稱皇后、中宮礼数一与皇后無異、於是位号之尊雖在皇后、而寵幸之渥実歸中宮、爾後相沿遂為故事、

これはかの大日本史の後妃伝首文に載せる一節であるが、中宮の意義と沿革を簡潔に叙した名文といふべきであらう。従つてこの文章は、そののち説をなすものに強い影響を与えたが、一面この叙述には疑点もあり、更にこれを祖述し、敷衍する間に種々の誤解や謬説も生れたようである。古事類苑の帝王部十九「皇后」の解説に、「一条天皇ノ朝ニ、藤原定子ガ中宮タルニ至リ、藤原遵子ノ中宮ヲ改メテ、皇后ト為シタリ、遵子ハ帝ノ御父ノ中宮タリシカド、帝ノ御生母、皇太后タルヲ以テ、皇太后タル事ヲ得ズシテ、仍ホ中宮ト稱セシナリ、然レドモ是ハ婦姑ノ間

ナレバ、其秩序ヲ紊スマデノ事ナリシニ、其後藤原道長ノ女彰子入内シテ、中宮タルニ至リ、定子ノ中宮ヲ改メテ皇后トス、是ニ於テ一帝ニ兩后アリ、是ヨリ此例ヲ逐ヒシコト間々アリテ、中宮ノ勢ハ、反テ皇后ノ右ニ在リ」とある叙述は、明らかにさきの大日本史の序文を承けるものである。しかも古事類苑においては、中宮と皇后とを別個の身位とみなす意識が一層強く、うへの文章のあとには、「或ハ其勢ナキニ由リテ中宮ヨリ皇后トナルアリ」という叙述もみえるが、こうした見解は広く一般に行われて現今に至つているのである。

されば嘗つて喜田貞吉氏は、「可なり歴史に通じて居らるる筈の人でも、甚だ不敬な申分ではあるが、皇后宮は極めて尊い御身分ながら、下様で申す床の間のお飾といふ御次第で、別に御親愛あるべき中宮をお立てになるのであるといふ様に」誤解するもののあることを指摘され、結局「中宮と申し、皇后と申しても、実は其のお役所たる中宮職・皇后宮職に伴つて居る御名前」であり、「其れが共に当今の御配偶の場合には、孰れに輕重のないのは無論の事で、同じく皇后であらせられる」と説いて、一般的な通念に批判を加えられた（「歴史地理」三三の四所収「皇后宮と中宮との御称号に就いて」、大正八年）。

また皇室史の研究に生涯をささげられた芝葛盛氏も、はやく「皇室制度」（岩波講座「日本歴史」）や富山房刊「国史辞典」（昭和十一年）「こうごう（皇后）」（昭和九年）の項に、喜田氏とほぼ同じ見解にたつて解説された。しかしその後も古事類苑式の通念は根強く一般に行きわたつていたので、芝氏は更に本紀要第一号に、「長年月に亘る一般人士の誤解を闡明する」ため、「皇后中宮問題の解決」と題する論文を発表され、精細な考証の結果に基づき、一条朝以降用いられた「中宮」の語は、「后位に立ち給うた御方の御称谓であつて、中宮といふ御身位は存しない」のであり、「中宮」と称された方も、御身位はあくまでも皇后であると論断された（書陵部紀要第一号、昭和二十六年、以下に引用する芝氏の説はこれによる）。しかし一方竜肅氏も、曩に「中宮に就て」なる論文（「国史学」第二号、昭和五年）を発表され、ついで先年それに補訂を加えて「中宮」と題し、「平安時代」（同氏著、昭和三十七年、以下に引用する同氏の説はこれによる）に収められたが、そこで同氏は中宮の意義について独自の見解を示されている。それは先ず「中宮は中古以来、皇室の後宮中における一つの地位の名称」であるという叙述に始まり、「中宮位」は太皇太后・皇太后・皇后と併存する「四后位」の一つであると断じて、芝氏の所説と極めて対照的な論旨を展開され、更に「平安末から、皇后は天皇の母儀、中宮は天皇の嫡妻の地位の名称となつた」との説を提示された。しかもこの論文は吉村茂樹氏によつて、「中宮の意義及び皇后との関連について明解にされた」という評価を呈されている（「日本歴史」一七六号所収、昭和三十八年）。中宮の概念・意義を直接考究の対象とした論考は他にも皆無ではなからうが、皇室史に造詣の深い

芝・竜両氏の論文をその代表的なものとみなすことに異論はないであらう。しかし上述の如く、両氏の見解は基本的に鋭く対立しており、われわれ後進は安易にその一方の所論に依拠することを許されぬ立場に置かれているのである。それゆえ以下微力ながら、改めてわたくしなりに中宮の意義・概念について考究してみたいと思う。

一、令文における中宮の意義

中宮の意義について言及する場合、誰しもが第一に指摘するのは、令義解の次の釈義である。すなわち養老職員令の中宮職条に、「中宮」の語を釈して、

謂、皇后宮、其太皇太后・皇太后宮亦自中宮也、

とあるのがそれで、しかもこれに拠つて令文においては、中宮は皇后の別称であり、また太皇太后・皇太后にも通用する三后の総称であるとすることが一般である。勿論この解釈も誤りとはいへぬが、その前提として、義解の第一義的な釈義を厳格に認識しておく必要がある。義解には、上掲の如く、中宮とは皇后宮（○印は筆者の加えたもの、以下同じ。）を謂うのであり、「太皇太后・皇太后宮も亦自ら中宮なり」（勿論「宮」の字は太皇太后にもかかる）とあつて、中宮はとりもなおさず皇后の宮であり、太皇太后・皇太后の宮であると解釈しているのである。それはまた東宮職員令の「東宮」の義解に、「謂、太子之所居也、」と釈しているのに対応するものである。而してこのことは、つとに近藤芳樹が義解の釈義に関連して、「中宮は皇后の

宮にて居処の称、皇后とは其位の称にて、義別也」(標注職原抄校本上)と指摘して

いるところで、いまだ贅言を要しないものとも思うが、実際には一般にこの点が曖昧にされ、義解の積義をただ莫然と中宮^二皇后、或は中宮^三三后と解し、ひいては中宮と皇后の意義の混同を招く要因にもなつていると考えるので、敢えてこの第一義的な積義を確認しておきたい。

もつとも東宮の語が、上記の「太子之所居」の意より転じて、皇太子を指す称谓となつたと同様、中宮の語が、それを居所とする御方、すなわち皇后或は太皇太后・皇太后を指す称谓に転じたことを否定する必要はない。養老令文においても、公式令闕字条にみえる中宮の語には、この第二次的な意義をも含むものと思われるし、殊に医疾令餌薬之日条の用例は、明らかに中宮を居所とする御方の称谓である。言うまでもなく、現行の令義解医疾令は塙保己一の諸書より逸文を拾採編輯せるものに係るが、新訂増補国史大系本では、その餌薬之日条を東宮職員令集解主書署条に拠り次の如く掲記している。

餌薬之日、侍医先嘗、次内薬正嘗、次中務卿嘗、然後進御、其中宮及東宮准此、

この条文において、「進御」を「進御す」とする訓み方(竜氏前掲論文)もあるが、新訂増補国史大系本の如く「進御」すなわち「御に進る」と訓んだ方が文意明瞭であるし、「御」と下文の「中宮」及び「東宮」との対応も明確となる。而してこの「御」は公式令闕字条の「御」の本注に、「謂、斥至尊」とある如く、天皇を指斥する間接的な称谓であるから、

餌薬之日条の「中宮」は、「東宮」と同様、皇后ないし三后を指す間接的な称谓と解すべきであろう。しかしこの場合特に注意を要することは、令文において、中宮の語が皇后或は太皇太后・皇太后の語と異つた取扱いをうけている点である。すなわち公式令平出条によれば、太皇太后・皇太后・皇后の文字は、皇祖・皇祖妣・皇考・皇妣・先帝・天子・天皇・皇帝・陛下・至尊・太上天皇・天皇諡とともに、平出の礼を用いるとされているのに対し、中宮の文字は、大社・陵号・乘輿・車駕・詔書・勅旨・明詔・聖化・天恩・慈旨・御・闕庭・朝廷・東宮・皇太子・殿下とともに、平出より一段軽い闕字の扱いをうけると規定されている。これは恐らく太皇太后・皇太后・皇后の語が三后の直接的な称谓であるのに対し、中宮はあくまでその居所、ないしは間接的な称谓にとどまり、その間おのずから軽重の差が存したものであると思われる。

上記の職員令・公式令・医疾令のほか、官位令には中宮大夫以下中宮職の官名のうちに「中宮」の文字がみえ、禄令食封条に「中宮湯沐」の語がみえる。それらも含めて、令文における中宮の意義は、皇后ないし太皇太后・皇太后の居所の称、及びそれより転じた三后の間接的な称谓と解すべきであろう。なお以上の考察は、すべて養老令文によつて検討したところであるが、大宝令文にも中宮の語が存したことは、例えば禄令食封条の「中宮湯沐二千戸」の集解諸説中に、「中宮湯沐若為」という古記の間答のあることなどによつて裏書きされる。後に述べる大宝令施行期の諸例からみても、中宮の語を含む養老令の条文に対応して、ほ

ば同様の令文が大宝令にも存したと考えるとよいであろう。

ひるがえつて、中宮の語の中国における用例を瞥見すると、漢書哀帝紀綏和二年五月丙戌の立后の詔中、「中宮」の語に加えられた顔師古の注に、「中宮皇后之宮」とあり、唐六典礼部に「外命婦朝中宮、為皇后称觴献寿」とある如く、皇后の居所の称であるが、また後漢書志第二十七百官四には、大長秋（漢書百官公卿表の大長秋に加えた額）の職掌として「奉宣中宮命」とあり、更に養老職員令集解中宮職条の釈にも引載する周礼の鄭玄の注には、「若今称皇后為中宮」とみえ、皇后の称謂としても用いられている。また上記後漢書志の記述には、大長秋に属して皇后に奉事する官員として、中宮僕・中宮謁者令・中宮尚書・中宮私府令・中宮永巷令・中宮黃門冗從僕射・中宮署令・中宮葉長など、「中宮」を冠する官名が並んでいるし、仁井田陞氏の唐令拾遺によれば、開元七年令及び同二十五年令の公式令には、養老公式令平出条及び關字条に対応する条文の存したことが確認され、その關字条には養老令と同じく中宮の文字も含まれている。わが令文における中宮の語が、中国における用例に由来することは疑ないところであろう。

而して中宮の語のわが国における早い用例を求めると、「丙寅年四月」の年紀をもつ河内野中寺の金銅弥勒菩薩像の台座銘や、かの有名な薬師寺東塔擦銘などがある。前者の「丙寅年」は天智称制五年と考えられており、その「中宮天皇」は、通説の如く齐明天皇をさすものとみられるが、これは天皇が舒明天皇の皇后であつたため、「中宮」を冠したので

であろう。ただこの「中宮天皇」という称呼はいかにも特異な響をもつし、当時これがどれ程通用し、更に「中宮」の語がどの程度一般に用いられていたかは疑問である。薬師寺東塔擦銘は慶雲四年作といわれるが、その銘文中に「維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歳、建子之月、以中宮不念、創此伽藍」云々とあり、天武天皇の皇后鸕野讃良皇女（のちの持統天皇）をさして「中宮」と表記しているのである。この銘文が天武・持統二代の天皇の御願寺である薬師寺の創建の由緒を記したものであることを考えれば、この「中宮」の用字を大宝令の令文に即した用例の一つに数えることも無理ではないであろう。

然るにその後聖武天皇の生母藤原宮子が皇太夫人となつて中宮職が附置され、更に藤原安宿媛（光明子）が立后して令制にない皇后宮職が置かれるに至り、中宮の意義は令意とかなり異なる方向にむかつていった。以下その経緯をおもに続日本紀以下の国史の記述によつて検討してみよう。

二、皇太夫人と中宮

藤原宮子は右大臣藤原不比等の女で、文武天皇元年八月夫人となり、養老七年正月には従二位に進んだが、翌神龜元年二月所生の聖武天皇が皇位につくに及び、特に尊んで「大夫人」の称を授けられた。しかし当时は既に大宝令が施行されていたので、間もなく令文との矛盾が指摘され、称謂の改訂を余儀なくされた。すなわち同年三月左大臣長屋王等

は、

伏見二月四日勅、藤原夫人天下皆称大夫人者、臣等謹検公式令云皇太夫人、欲依勅号、応失皇字、欲須令文、恐作違勅、不知所定、伏聴進止、

と奏したので、結局先勅を改めて、「文則皇太夫人、語則大御祖」と称すべしと裁断されたのである。この裁断で特に目を惹くのは、令文に則つて大夫人を皇太夫人に改めるだけにとどめず、口頭では大御祖オホミソと称せよと条件をつけた点であるが、これは如何なる意味をもつのであろうか。

いま(1)大夫人及び(2)皇太夫人の語を日本書紀に求めると、(1)については、斉明紀六年七月乙卯条に引載する或書に、百済の宮人をさして「大夫人」と称している例があり、(2)については、清寧紀元年正月壬子条に、天皇即位して「尊葛城韓媛為皇太夫人」とあり、推古紀二十年二月庚午条に、「皇太夫人」蘇我堅塩媛の改葬のことを載せている。また大御祖の称は書紀にみえないが、それに近似した称として(3)皇祖母スメミソの語が皇極紀から天智紀にかけて目につく。舒明天皇の母糠手姫皇女を「嶋皇祖母命」と称し(天智紀三、年六月条)、皇極・孝徳両天皇の母吉備姫王を「吉備嶋皇祖母(命)」(皇極紀、孝徳紀)と称し、讓位後の皇極天皇を「皇祖母尊」と尊称した例(孝徳紀・斉明紀・天智紀)がそれである。まず(1)の百済の事例は、安易に宮子の場合と結びつけるのは憚られるし、差当り考察の対象から除外したい。(2)の事例は、「皇太夫人」の表記そのものには問題があるにしても、

夫々清寧天皇及び用明・推古両天皇の生母であり、且つ豪族出自である点が注目される。(3)の皇祖母は、上記の如く天皇の親母―皇極天皇の場合も、本居宣長の説いたように(玉勝問)、これに準じてよいであろうであるとともに、皇族出自である点が、(2)の事例と対照的である。しかも神亀元年二月甲午の聖武天皇即位の宣命中にも、元正上皇の言葉として、文武・元正両天皇の生母たる元明天皇をさして「皇祖母」と表現しており(統日本紀)、宮子に大御祖の称を授けられた同じ時期まで、この皇祖母の称が行われていたことを示している。それゆえ皇祖母スメミソと大御祖オホミソとの間には、親近性とともに、重要な相違の存することも考慮しないわけにはいかない。

先年岸俊男氏は、「皇后という称号、および妃・夫人・嬪・宮人の区別、あるいは皇太后・皇太夫人などの称は、的確な時点は定め難いが、ほぼ天智末年か天武初年ごろに定められたのではなからうかと推測される」と説かれる一方、すでに推古朝には天皇の後妃中最上者の意として「太后(オオキサキ)」の称が通用していたこと、その地位は允恭・雄略朝ころに成立し、その出自はほぼ皇族に限られていたことなどを推論された(同氏著『日本古代政治史研究』、所収「光明皇后の史的意義」)。これら岸氏の所説には教えられるところが少くないが、それを念頭において、もう一度(2)と(3)の事例を検討してみると、上述の如く、すべて天皇の親母であるとともに、やや事情の異なる皇極天皇(舒明天皇妻后)の場合を除くと、みな后位(岸氏のいう太后の地位)にのぼっていない点が共通している。然るに(3)を皇祖母と称しな

がら、(2)についてこの称を用いていないのは、皇族出自と豪族出自の相違に因るものではなからうか。ここで想起されるのが、宮子に授けられた大夫人と大御祖の称で、宮子と出自・身位のほぼ等しい(2)の場合は、もともと大夫人または大御祖の称が用いられていたと推測することが可能になる。更に言えば、大御祖の称が本源的なもので、その中国風の表記が大夫人の称ではなからうか。而してそれを更に令制の觀念で書き改めたのが、(2)の「皇太夫人」の表記であらう。

ところで岸氏は皇祖母について、「これは後の皇太后または皇太夫人に相当するのであらう。従つて少なくとも皇祖母命のみえる下限である天智三年以前には、皇太后あるいは皇太夫人などの称がなかつたと考えなければならぬ」とされているが、うえにみた皇祖母の性格から考えると、書紀では、天皇の親母にして太后の地位にあつた場合には「皇太后」、(2)のような場合には「皇太夫人」の称謂を充てたが、そのいずれとも異なる(3)の場合には書き改めるべき適当な称謂がなく、「皇祖母」という在来の称謂がそのまま残つたと考えるべきではなからうか。而して皇祖母と大御祖とは、出自の差に因つてやや称謂を異にしたが、ともに天皇の親母にして且つ后位にのぼらなかつた御方の称として、古い伝統をもつた称謂であると結論してよいであらう。

以上の考察にはいまだ不十分な点もあるが、大御祖の意義は一応明らかにしたと思う。言うまでもなく、令制において皇后と妃・夫人・嬪との間に礼遇上確然たる差別のあつたことは、各種の規定によつて

明らかであるところである。もつとも天皇の祖母或は母である太皇太妃・太皇太夫人及び皇太妃・皇太夫人の語は、太皇太后・皇太后の語に準じて平出の扱いを受けることが公式令に見えるから、令制においても天皇の直系尊属たる太皇太妃以下四員は妃・夫人より一段厚い礼遇をうけていたわけであるが、后位と妃位ないし夫人位との間の根本的な格差は厳存していたのである。大夫人を皇太夫人と改めると同時に、「語則大御祖」と称すべしと裁断したのは、とりもなおさず、この深い尊崇の念のこめられた伝統的な尊称である大御祖の称謂を附与することによつて、皇太夫人宮子の地位を后位に近づけようとしたものであり、それを更に一歩進めれば、后位に準じて中宮職を附置することにもなるであらう。

宮子に奉事する中宮職の存在は、続日本紀神龜四年十月甲戌条の中宮舍人らに禄を賜つた記事によつて初めて確められる。その設置の年時は明らかではないが、大夫人と尊称された神龜元年二月より遡ることはないであらう。そのうち天平勝宝六年七月丙申の詔に、宮子をさして「大皇太后」と表記しているから、孝謙天皇の即位後、天皇の祖母として后位にのぼり、太皇太后となつたことが知られるが、宮子は崩御に至るまで中宮を居所とし、中宮職(山田英雄氏の「中宮省について」(続日本紀研究)八の設置・存続期間等は詳らかでない)に奉事されている。勿論太皇太后に中宮職を附置することは令の規定に合致するところであるが、皇太夫人にこれを附するのは、明らかに令規の枠を超えるものである。しかし上述の如く、宮子の称謂を令に規定する皇太夫人では満足できぬとする意識は、ついに皇太

夫人に中宮職を附置する例を開くに至つたのであらう。

斯して一旦この新例が開かれると、爾後これを追う風潮が跡を絶たず、平安中期まで約百五十年間に七度の事例を数えるに至つた（末尾附表）。

すなわち天平宝字二年即位した淳仁天皇は、翌三年六月詔して先考舎人親王に崇道、景敬皇帝の尊号を上ると同時に、生母当麻山背を大夫人となし、翌七月には中宮大夫・同亮の任命を行つた。この際宮子の場合に改訂された大夫人の称がまた用いられた事情は詳らかでないが、あまり実質的な意味はみとめられず、その後正式には大夫人の称は用いられなかつた（なお菅家文章に収める「中宮職重請被返取諸司并雜物等事」の状には、藤原温子をさして「太夫人」と表記しているが、これは文飾上三字の号名を用いたにすぎぬものと思われ）。このうち桓武天皇の生母高野新笠を始め、藤原順子（文徳天皇）・

同明子（清和天皇）・同高子（陽成天皇）・班子女王（宇多天皇）の五方が、孰れも所生の天皇の踐祚後間もなく、皇太夫人の称を授けられるとともに中宮職を

附置されたが、更に醍醐天皇の養母藤原温子も、これに準じて同様の礼遇を蒙つた。つまり宮子に中宮職が附置されてより温子の例に至るまで、中宮職は、太皇太后宮子及び皇太后順子（明子が皇太夫人となるまでの間）に附された

二例を除いて、他はすべて皇太夫人（大夫人の一例を含めて）に附置され、

ひいては皇太夫人を中宮と称する慣習も馴致されたのである。前節に述べた令文の用語例からみると、宮子に中宮職設置以後中宮と称されても不思議はないのであるが、いま正史にはその用例を見出し得ない。続日本紀において明確に皇太夫人をさして中宮と表記した初例は、延暦三年十一月甲寅条に、高野新笠を中宮と記した例であるが、爾後温子に至る

まで、皇太夫人を中宮と称した事例は、正史を始め太政官符・延喜式等に多くみえる。そのうえ順子以下、明子・高子・班子女王の四方が相つ

いで皇太夫人から皇太后にのぼり、恰かもそれが既定のコースの如き観を呈するに至つては、皇太夫人の地位は一段と后位に近いものにみえたりうし、ついには皇太后にのぼらずに終つた温子までが、后位に在つた

如く誤解した記述の生れたのも無理はない。それには温子の崩御後国忌・山陵が置かれたこと（類聚符宣抄卷四）も原因しているのであらうが、日本紀略

や扶桑略記などには温子をさして「皇后」と表記した例があり、更に中右記（嘉承二年十月一日条）には「天皇御即位之日被立后例」として、藤原明子・同

高子及び班子女王の皇太夫人となつた事例を掲げている。勿論これらは中宮の語にひきずられた誤解といわざるを得ず、皇太夫人は、中宮職を

附され、中宮と呼ばれたからといって、その地位が后位となつたわけではなく、その身位を示す正式の称谓が皇太夫人であることは、その身位

を授ける詔文に明らかである。従つてこの場合の中宮は、一応后位とは関係のないものとなり、この点令意からかけ離れてしまつたわけである。

斯様に奈良時代から平安前期にかけて、天皇の生母（但し温子は養母）が皇太夫人となり、中宮職を附置される例が相ついだが、それは一面では、聖武天皇の皇后藤原光明子を始め、この時代の皇后が孰れも皇后宮職を附置されたことと対応する現象でもある。次に皇后宮職設置の沿革を考え、更に中宮職が皇后に附属されるに至る経緯を辿つてみよう。

三、皇后と中宮

天平元年八月戊辰、聖武天皇は詔して正三位藤原夫人すなわち藤原不比等の女安宿媛（光明子）を皇后に立てたが、更に同月壬午には、この立后の正当なる所以を宣示する詔が下された。かかる異例の詔を下したと自体、実はこの立后の異常さを雄弁に物語っているのであるが、その詔の内容も、人臣の女子にして立后した先例をはるか昔の仁徳天皇の皇后磐之媛命に求めるなど、かなり弁解がましいものである。更にその後の政情の推移や光明子の立場から判断しても、この立后が極めて政治色の濃いものであつたことは充分推測されるが、それらの点については、既に岸氏（前掲論文）や井上薫氏（「ヒストリア」二〇号所収「光明皇后と皇后宮職」）によつて詳しく論ぜられてゐる。

ところで令の規定によれば、皇后に奉事すべき官司はいうまでもなく中宮職であるが、光明子の立后に当つては、その翌月小野牛養が皇后宮大夫に任ぜられており、皇后宮職が附置されたことを示している。この際なにゆえ令制の中宮職が附されず、新たに皇后宮職が設置されたかを考えてみると、第一には当時既に中宮職が皇太夫人宮子に附属していたためであらう。しかし職員令中宮職条の義解の釈義や集解の諸説によると、令意は元来太皇太后・皇太后・皇后の三后並び存した場合でも、中宮職を置くにとどめるものと解される。それを敢えて令制にない皇后宮職を新設したことは、単に宮子との関係のみでは解釈できず、畢竟光明

子の立后が強力な政治的要請を背景にして遂行された事実の反映とみなすべきであらう。換言すれば、既設の中宮職とは別に、光明子のもとに強力な官司を設置し、それを一つの政治的拠点とする意図があつたものと推測されるのである。しかしこうした政治的理由はあくまでも裏面の事情にとどまり、表面的には、皇太夫人宮子の中宮職と弁別する必要が、皇后宮職設置の理由とされたであらう。

斯して大宝令施行後初めての立后に當つて、皇后には皇后宮職が附置され、中宮職は皇太夫人に奉事するという、甚だ令意に反した事態が現出したばかりでなく、これが以後の事例を強く規制するに至つた。すなわち奈良時代より平安前期にかけては、中宮職が殆んど皇太夫人の附属職司と化したのに対し、井上内親王（光仁天皇）・藤原乙牟漏（桓武天皇）・橘嘉智子（嵯峨天皇）・正子内親王（淳和天皇）の四皇后にはすべて皇后宮職が附置されたのである。而してこれらの立后には、光明子の場合のような政治的事情もみとめられぬし、殊に乙牟漏以外は、皇太夫人も同時併立しなかつたに拘らず、孰れも皇后宮職が設置されたのは、光明子の例を機械的に追つたものと解するほかならう。然るに延喜二十三年四月、醍醐天皇は藤原穩子を皇后に立てるに際し、初めて中宮職をこれに附属せしめた。穩子はその後引続いて朱雀・村上両朝に夫々皇太后・太皇太后にのぼつたが、その間終始中宮職に奉事され、また一貫して中宮とも称されており、ここに初めて令意が現実に貫徹された姿をみとめ得るのである。この多年の慣例を破つた処置は、偶々皇太夫人が現在しなかつ

たためでもあろうが、また一面では醍醐朝における令制尊重の精神に由るものと言い得るかも知れぬ。斯くてこのち皇后となつた藤原安子(村上天・皇妻后)・昌子内親王(冷泉天・皇妻后)・藤原暲子(内繼天・皇妻后)・同遵子(上同)は、みな立后に當つて中宮職を附置され、更に昌子内親王の皇太后転上の際、皇太后宮職が置かれて一后一職司制(次節詳述)が復活したため、中宮職は皇后専属の職司となり、中宮の称は皇后の別称と化したのである。

ところが一条朝の永祚二年、藤原定子を皇后に立てるに當り、前朝の皇后遵子の中宮職を改めて皇后宮職となし、定子に中宮職を附属せしめたので、一時中絶していた皇后宮職が復活されたばかりでなく、皇后宮職を附された皇后と、中宮職を附された皇后とが同時に併立するという新事態が生まれた。これは当時一条天皇の生母藤原詮子が皇太后に備わり、昌子内親王が太皇太后の地位を占めていたため、既に定制化した一后一職司の建前からとられた処置であらう。然るに長保二年二月左大臣藤原道長の女彰子が一条天皇の皇后に立つに及び、皇后定子の中宮職を改めて皇后宮職とし、新后彰子は中宮職を附置され、中宮と称されるに至り、現天皇の妻后の併立する新例が開かれた。斯して爾後鎌倉末期まで中宮・皇后宮兩職併存の例が跡を絶たず、中宮の意義にも複雑さと混乱を招くこととなつたのである。なお彰子の立后は、道長が政敵藤原伊周(定子之兄)を倒した勢に乗じ、愈々外戚の地位を固めるべくうつた布石であり、いかにも苦しい口実をもうけて立后を強行した経緯は、藤原行成の権記にも見えているが、一方定子に対する天皇の寵幸が決して衰え

たわけではなかつたことも明白な事実であり、定子・彰子夫々の後見人の権勢の消長が、「位号之尊雖在皇后、而寵幸之渥実帰中宮」(大日本史后妃伝序)の如き誤解を生む要因の一つになつてゐることも留意しておかねばならぬ。

さて一条朝以降、中宮・皇后宮兩職併置の事例は総べて三十一例(尾末附表2)にのぼり、そのうち現天皇の妻后の併立も八例を数えるが、そのため中宮が恰も皇后とは別個の身位を示す称谓であるかの如くみなす觀念を助長したことは否定できない。元来この觀念は既述の皇太夫人と中宮との關係に根ざしていると思われるが、後宮の班位の問題もこれに關連をもつであらう。三后の班位が太皇太后・皇太后・皇后の順であることは令文に明らかであるが、皇后二方が同時に併立した場合も、時としてその序列を定める必要が起る。その初めは明確な基準も存しなかつたらしいが(小右記寛仁元年十月十四日・同三年五月二十日条)、漸次皇后宮・中宮の順位が慣例として固定した。こうなると中宮が皇后の次に位する后位であるかのように解するのも無理からぬところで、こうした見解は江戸末期に至るまで広く行われたのであるが、一面制度的には、中宮の后位をさす正式の称谓はあくまでも皇后であるとする原則が貫ぬかれている点も見落してはならない。この点は既に芝氏も力説されたところであるが、旧来の通説の誤謬にかかわる基本的な論点であるから、もう一度具体的に検討してみよう。

前述の如く、藤原暲子は立后ののち皇后・皇太后・太皇太后の後位に

ある間、一貫して中宮職に奉事されたが、冷泉天皇の皇后昌子内親王が皇后から皇太后、更に太皇太后に転上するに当つて、夫々皇太后宮職・太皇太后宮職が復活され、爾後中宮職は皇后以外の后位者に附置されることはなかつた。而して穩子以降皇后にして中宮職を附置され、中宮と称された事例は総べて四十二例(但し長慶天皇の中宮某については不明な点が多いのでいまは省く)にのぼるが、そのうち立后の宣命に載せる后位の称谓が確認できるものは、村上天皇の皇后藤原安子(朝野群載卷十二)を始め、堀河天皇の准母媼子内親王(後二条師通記月二十一日条)・鳥羽天皇の皇后藤原璋子(中右記永久六年正月二十六日条)・後鳥羽天皇の皇后藤原任子(玉葉建久元年四月二十六日条)及び光格天皇の皇后欣子内親王(寛政六年廿露寺薦長別記)の六例を数える。その数は決して多くはないが、そこに記された身位の称は一つの例外もなく「皇后」である。また後堀河天皇の皇后藤原長子・龜山天皇の皇后藤原嬉子の場合も、石清水八幡宮以下八社に立后の由を奉告した告文案(石清水八幡宮記録年八月二条)から推すと、その立后宣命にも、后位は「皇后」と表記されていたものと判断されるし、そのうち嬉子の告文案は、永久(上記璋子)・仁治(藤原嬉子の立后)の例を摸して作成されたと仁部記に見えるから、後嵯峨天皇の皇后藤原嬉子の場合も上掲の例に加えることが出来る。また高倉天皇の皇后平徳子の御産御祈に当つて作成された冥道供祭文(山槐記治承二年十月十日・同二十日条)に、「皇后諱敬白」と自署していることも見逃せない。これを要するに、皇后冊立の際は「宣命ニハ中宮も皇后宮も只皇后ト載也」(玉葉)と判断して誤りはなく、究極の根拠とすべき立后宣命による限り、皇后

宮といわれ、中宮と称されても、その身位をさす正式の称谓は「皇后」であると断じてよいであらう。

(附言) なお竜氏は前掲論文において、江戸末期になると立后の慣例が判然としなくなつたため、特に皇后を中宮と称すべき旨一般に宣示するという新しい処置がとられたと特筆しておられるが、この点について一言触れておきたい。元来江戸時代には、例えば皇太后を立てたときには、自今大宮と称すべきことを宣示し、女御に准后宣旨を賜つたときも、別に准后と称すべきことを公示するなど、公定の通称を宣示するのが慣例で、かかる処置は皇子女・女院等についても一般に行われたところであり、室町時代から既にみられる慣習である。しかしこの場合、「大宮」の称が「皇太后」の称にとつて代るようなものでないことは説明する迄もなからう。竜氏の指摘された欣子内親王の事例も、この慣例によるもので、これに特別な意味をもたせるのは当を得ないであらう。

以上によつて、中宮が皇后とは別の身位を表わす称谓ではないことが明白となつたであらう。つまり一条朝以降には、皇后は、中宮職を附され、中宮と称された場合と、皇后宮職を附され、皇后宮(略して皇后)と呼ばれた場合との二様あり、時として中宮と皇后宮とが同時に併立した場合もあつたのである。従つて次の問題は、如何なる場合に中宮職が附置され、または皇后宮職が附置されたのか、夫々のケースには共通の傾向、或は一定の規程があつたかどうかという点に要約されるであらう。而してそれを明らかにするには、個々のケースを検討し、その結果を整理綜合してみなければならぬが、そのまえに、太皇太后宮職以下の職司の分立と、それと密接な関連をもつ后位の名目化について考えておく必要がある。

四、一后一職司制と后位の名目化

令制においては、太皇太后・皇太后・皇后に奉事する職司は中宮職であり、たとえ三后が並び存した場合でも、中宮職の一司を置くにとどめるのを本義としたこと、しかし光明子の立后に当つて、これに令制になり皇后宮職を附置したため、皇太夫人宮子に奉事する中宮職と併存する例を開いたことなどはうえに述べたとおりである。然るに平安時代以降天皇の讓位が頻繁となるに伴つて、皇后より皇太后或は太皇太后にのぼるケースが相つぐに及び、職司分立の傾向は更に拡げられ、皇太后宮職・太皇太后宮職が新設されるに至つた。抑々奈良時代に皇太后にのぼつたのは、光明子の一例のみであり、太皇太后にのぼつたのも宮子の一例が存するだけである。しかし前者に附属した紫微中台或は坤宮官は極めて特殊な官司であるから、いまここで取扱う三后の附属職司と同列に論ずることは出来ない。後者の太皇太后宮子には、既述の如く中宮職（一時中宮省）が附置されており、一応令制にかなつた処置と言ひ得る。

ついで平安時代に入り、嵯峨天皇の妻后橘嘉智子が皇后より皇太后・太皇太后に進んだが、その間附置された職司については明徴がない。文徳実録斉衡元年十二月甲寅条に載せる木工頭石川長津の卒伝には、長津が弘仁十四年正月皇太后宮少進に遷任したと記しているが、嘉智子が皇太后になつたのは同年四月で、正月には皇太后は実在しないから、この記事には年時か、官職名かに誤りがあるとみねばならず、これを皇太后

宮職設置の根拠とするわけにはいかぬ。ただ嘉智子が皇太后にのぼつたのちは、従前の附属職司であつた皇后宮職に何らかの改変が加えられたと考えねばならぬが、それが中宮職に變つたのか、または皇太后宮職の新設となつたのかは不明である。ついで淳和天皇の皇后正子内親王も、皇太后・太皇太后にのぼつたが、その間これに奉事した職司についても確実な徴証は見当らない。公卿補任には、嘉祥三年四月伴善男が皇太后宮大夫（時に皇太后は正子内親王）を兼任したと註しているが、三代実録貞観八年九月廿二日条所載の善男の官歴には、同じ嘉祥三年四月中宮大夫に任ぜられたと見えている。これは同月文徳天皇の生母藤原順子が皇太夫人となるに伴い、中宮職が置かれ、善男が中宮大夫に任ぜられたことを指すもので、補任の註記はこれを取違えたのであらう。善男はこのち順子が皇太后から太皇太后に進む間、終始皇太后宮大夫・太皇太后宮大夫として之れに奉事しているが、この事実も公卿補任の記載の誤りであることを証するに足る。従つて補任の註記に拠つて皇太后正子内親王に皇太后宮職が附置されていたことは出来ない。なお三代実録元慶三年三月廿三日条の正子内親王の崩伝によると、天長十年淳和天皇は讓位に当り、勅して太上天皇及び皇后の尊号を停め、「后宫官属」を停廃せんとし、更に皇太后の号をも固辞したといひ、また仁寿四年文徳天皇が皇太后を尊んで太皇太后とした際も、「后遂不肯」といわれる。朝廷はこれらの謙退を納れなかつたらしいが、ともかく正子内親王の立場は甚だ常と異つたもので、貞観六年以降数年の間、太皇太后に

同内親王と藤原順子が並び立つという、前後に例のない事態が生まれたのも、原因の一端はそこにあつたと思われる。それゆえ皇太后ないし太皇太后正子内親王に奉事した職司については、停廃された場合も含んで、異例の処置がとられた可能性も考えられる。

ついで藤原順子が皇太后に立つに及び、初めて皇太后宮職についての明文を正史に見出すことが出来る。順子は嘉祥三年四月、所生の文徳天皇が即位するに当り、尊んで皇太夫人とされ、中宮職を附されたが、更に仁寿四年四月皇太后にのぼつた後も、引續いて中宮職に奉事された。

しかし天安二年十一月清和天皇の生母藤原明子が皇太夫人となるに及んで、これに中宮職を附置し、順子には新たに皇太后宮職が附属せしめられたのである。このうち貞観六年正月明子が皇太后にのぼり、順子が太皇太后に進むに伴つて、夫々皇太后宮職・太皇太后宮職が設けられ、爾後は陽成天皇の生母藤原高子・宇多天皇の生母班子女王もみな同様の礼遇を受け、皇太后には皇太后宮職、太皇太后には太皇太后宮職が附置されるのを常態とするに至つた。職員令集解中宮職条にも、

跡云、問有三后並存者何名乎、答、有中宮職之員耳、堂説云、令意共云中宮、但事叵弁、然可謂太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮耳、時行事如之、

という明法家の説を載せ、本来の令意とともに、時行事すなわち叙上の平安前期における慣行を指摘している。

このうち醍醐朝に藤原穩子が立后し、更に皇太后・太皇太后に転上し

たのちまで、終始これに中宮職が附され、ついで村上天皇の妻后藤原安子及び冷泉天皇の妻后昌子内親王にも夫々中宮職が附置され、本来の令意が全面的に復活したような外観を呈したが、これには同時に二方以上の后位者が存しなかつたという事情が大きな支えとなつていたのである。従つて天禄四年七月円融天皇が藤原暲子を皇后に立てるに及び、前朝の皇后昌子内親王は皇太后に転上して、再び皇太后宮職が置かれることとなり、更に寛和二年七月一条天皇の生母藤原詮子が女御から皇太后にのぼるに当り、昌子内親王は太皇太后に転じて、太皇太后宮職が復置され、永祚二年十月の藤原定子の立后に際しては、中宮・皇后宮・皇太后宮・太皇太后宮の四職が同時に並び置かれるに至つた。斯して一后一職司の慣行が固定すると、新しい后位者の附属職司は、他の后位者の職司との関係で定められる場合も生じ、また反面この一后一職司制のため、天皇の祖母・母或は嫡妻というような間柄に關係なく后位を改変することも行われた。而してこうしたことの行われた背後には、令制施行の初期より、后位について令の規定した概念と、現実との乖離が目立ち、后位が名目化ないし形骸化の一途を辿つたという事実が存するのである。公式令義解平出条には、太皇太后以下三后の概念を次の如く規定している。

太皇太后者、天子祖母登后位者、為太皇太后、居妃位
皇太后者、為皇太妃、居夫人位者、為皇太夫人也、
皇太后、天子母登后位者、為皇太后、居妃位者、
皇太后、為皇太妃、居夫人位者、為皇太夫人也、
皇后、天子之嫡妻也、

すなわち太皇太后とは天子の祖母にして后位に登つたもの、皇太后は母にして后位に登つたもの、皇后は天子の嫡妻を謂うとするのが、令義解において公定された概念である。令義解に引く諸説にも特に異ところがないから、これを当時の明法家の一致した見解とみてよいであろうが、皇后については多少補足し得る点がある。先ず集解所引釈説には「皇后、天子嫡也、昔今通称」といい、朱説には「皇后者、不在天子之母、只称皇后耳、先帝今帝之后並同也」とあり、更に古記にも、太皇太后・太皇太妃・太皇太夫人・皇太后・皇太妃・皇太夫人の「六員太字、若子孫不即位者、太字不加」として、釈・朱両説と同じ趣旨を裏側から述べている。つまり皇后とは先帝・今帝を問わず天子の嫡妻をいい、子孫が即位せざる限り、皇太后・太皇太后とは称し得ないというものである。この解義も、のちには后位の名目化の大勢のなかに没して忘れ去られたが、本来は皇后の概念を構成する一要素であつた点を銘記しておく必要がある。

(附言) 大日本史后妃伝序に、一条朝における皇后遵子(先帝門 融妻后)の存在を以て、「皇后之号、名与実乖」と断じ、古事類苑帝王部皇后の項もこれを承けて、更に敷衍した記述を載せているが、上述の令意からすれば、遵子の場合、かえって令意にかなつた例と言はねばならぬこととなる。

ところで義解の太皇太后・皇太后に附された釈義について、上述の訓釈と異つた解釈をくだし、それによつて「尊称太皇太后」・「尊称皇太后」なる称谓の必要を主張する見解がある。さきに触れた「皇室制度」や富山房刊「国史辞典」(「こうたい」の項)に見える芝葛盛氏の所説がその代

表的なものであろう。それによると、皇太后とは、「天子の母にして后位に在りしものの称」とするのが令制の「原則」であり、従つて「皇太夫人より皇太后に進み、女御より皇太后とな」るのは「令制の通り」ではないと断じ、「皇后にあらざりて御生前に皇太后の宣下を蒙つた御方、即ち尊称皇太后」と定義されている。この見解の根拠は、上掲の「天子母登后位者」を「天子の母にして后位に在りしもの」とか、「皇后より皇太后に進」みしものと解釈されたところにあるらしいが、「登后位」を斯様に解されることには疑問を懐かざるを得ない。先ずこの場合には「后位」を皇后位と解するのであろうが、これは太皇太后に附された義解の釈義、及び「后位」に対応する「妃位」・「夫人位」の語を通じて統一的に考える以上、無理な解釈と思う。この「后位」の語は、皇后位に限定するより、「妃位」・「夫人位」と同様、太皇太后以下三后の身位に通用する称と解すべきであらう。また芝氏の解釈に即すれば、「登后位」は、「后位(皇后)より登る」とか、「嘗つて」后位に登りし」とか訓まねばならぬであらうが、これにも難点がある。勿論「登」は下文の「居」に対する語であるが、「登」をうえのように訓んだ場合は、「居」の訓み方が甚だむづかしくなる。畢竟「天子母登后位者」は、「天子の母にして后位に登るもの」と解してこそ、皇太妃(夫人)の「天子の母にして妃位(夫人位)に居るもの」という訓釈に対応し、太皇太后(妃・夫人)の釈義をも通じて統一的に解釈することが可能になるものと思ふ。従つて皇太后或は太皇太后にのぼる以前の身位を規準として「尊称」

の語を冠することは、令の本文にも義解の釈義にも、その根拠を求め得ないことになるのである。そのうえ芝氏が尊称皇太后とされる仁明天皇の生母藤原順子以下十一例(附表2のうち、藤原順子を省く)をみると、光格天皇の養母近衛維子・孝明天皇の養母鷹司祺子・明治天皇の養母九条夙子の三例を含むものの、他はすべて天皇の生母であり、反つて「尊称」を冠しない皇太后のなかに、正子内親王(淳和天皇皇后)以下、「天子の母」とならなかった例が多く存するという、皮肉な現象すらみられる。ともかく尊称皇太后とか尊称太皇太后という称谓は、法制的にも歴史的にも根拠がなく、ただ概念の混乱を招くにすぎぬものと言はざるを得ない。

さて上掲の令義解の解義などに基づく三后の概念を実際の事例と照合すると、既に奈良時代からそれに合致しない現象が屢々起つている。先ず皇后についてみると、平安末期に天皇の准母として内親王が立后するまでは、皇后はすべて天皇(前代・前々代を含めて)の妻后であつて、一応令意に背反する例はなかった。然るに准母皇后の例が開かれると、更に単なる優遇策として内親王を皇后に立てることも行われ、鎌倉末期までに十一方の内親王が、天皇と配遇関係をもたずに皇后となつてゐる。これは明らかに令文にいう皇后とは異質のものであるが、これについては次節において更めて検討したい。

次に皇太后及び太皇太后についてみると、孝謙天皇の踐祚後藤原光明子が皇太后に、同宮子が太皇太后にのぼつたのは、天皇の母及び祖母として当然である。ついで皇后橘嘉智子・同正子内親王は夫々淳和・仁明

各天皇の踐祚に當つて皇太后にのぼつたが、この場合はともに現天皇の母后ではなく、集解所引の諸説に徴すると、引続いて皇后にとどまるべきケースである。而して更に嘉智子は所生の仁明天皇の踐祚後太皇太后にのぼり、正子内親王も甥に當る文徳天皇の踐祚後太皇太后にすめられてゐる。斯くて現天皇との血縁関係とは別に、皇代の遷替に伴つて后位を変えることが漸次慣例化したのである。藤原順子・同明子・同高子の三皇太夫人が皇太后にのぼつたのは、みな現天皇の生母たるによるところで、義解の釈義に悖るものではないが、班子女王が皇太夫人より皇太后にのぼつたのは、所生宇多天皇の皇子醍醐天皇の即位後であるから、令意に即すれば太皇太后にのぼるべきケースである。これは恐らく順子以下の三例に機械的に倣つたものであらう。更に順子の場合も、孫の清和天皇が踐祚したのち七年間に亘つて皇太后の地位にとどまり、明子も孫陽成天皇の踐祚後六年余を経て漸く太皇太后にのぼつたのである。以上の事實は、既に平安前期において后位の適用が令意と次第に乖離する傾向のあつたことを示している。而してその間、皇代の遷替に伴つて后位の変る慣例も生まれたが、それもさして強力な原則となるに至らず、別表に明らかな如く、総じて后位の決定が后位者相互の関連によつて決められる場合が多くなつていつた。斯して天皇の祖母・母或は嫡妻という関係によつて定められるべき后位が、その本質から離れて名目的な色彩を濃くし、単に便宜的に定められる傾向が強まり、終には天皇と全く配偶関係のない皇后が数多く出現するに至つたのである。従

つて中宮と皇太后宮の關係を考える場合にも、かかる后位に対する觀念の變化を念頭において考察せねばならぬのである。(なお次節においては、論旨の混乱を避けるため、后位については「皇后」と表記し、中宮と対照する稱謂には「皇太后宮」の語を用いて区別する。)

五、中宮・皇太后宮の併立

さて二妻后併立の例が開かれた一条朝以降の皇后についてみれば、中宮職を附置され、中宮と称された事例は、一条天皇の妻后藤原定子から光格天皇の妻后欣子内親王に至るまで三十七方(末尾附表2参照)を数える。そのうち後冷泉天皇の妻后藤原寛子と堀河天皇の准母媍子内親王の場合を除いて、他はすべて現天皇の嫡妻として皇后に冊立されるに当り、中宮職を附置されたものである。異例とすべき二例のうち、先ず藤原寛子は後冷泉天皇の妻后として皇后に立つたが、その際置かれた職司は皇太后宮職で、立后後十八年を経てからそれが中宮職に改められたのである。榮華物語(卷三十六、ねあわせ)によると、寛子の立后当時、中宮職は皇后章子内親王に附されていたので、「中宮こそはあがらせ給へけれど、たゞかくてあらんと申させ給ければ、」新后に皇太后宮職が附置されたのであるという。また寛子の皇太后宮職が中宮職に改められたのは、治暦四年四月藤原歆子を皇后とした際行われた一連の異動によるもので、この時先帝の妻后禎子内親王を太皇太后に、章子内親王を皇太后に転上し、寛子の皇太后宮職を中宮職に改め、歆子に皇太后宮職を附した。章子内親王の転上の

あとをついで、歆子に中宮職を附置すれば、寛子の職司を改めるに及ばなかつた筈であるが、かかる手のこんだ異動の行われた理由は詳らかでない。ただ歆子の立后は、「臨天皇晏駕之剋、忽冊為皇后」(中右記康和四年八月十九日)といわれ、「無立后儀、只宣旨被下也」(中右記大治五年二月二十一日条)という甚だ異様な情態のなかで行われているので、その辺に原因があるのかも知れない。ともかく寛子の事例は、后位の転上や附屬職司の決定が、かなり便宜的に処理された事実を証する好例と言ひ得るであらう。

もう一つの例外とされる媍子内親王の立后については、後二条師通記(寛治五年正月二十二日別記)に載せる立后宣命にその経緯がみえている。それには堀河天皇が白河上皇の仰せにより、皇姉媍子内親王を准母として尊崇せんがため皇后となすといひ、更に「此事者只朕加愚慮尔始行布事尔非ず、往代乃賢主母旧迹有と奈所聞悉行す」と弁解的な言辞を載せている。中右記(嘉保三年八月七日条)にも、この立后について「用延喜七年温子中宮例也」と記している如く、往代賢主の旧迹とは、醍醐天皇の養母藤原温子を皇太夫人となし、中宮職を附置したことを指すものである。斯様な古い先例を引き合いに出すこと自体、この立后に無理のあることを裏書きするものであるが、白河上皇自身後年になってそれを深く後悔している。すなわち嘉承二年媍子内親王の妹令子内親王を鳥羽天皇の准母として皇后に立てるに当り、藤原宗忠が種々上皇の指図をあおいだ際、上皇は媍子内親王の立后につき、「非帝母非帝妻之人、先年故郁芳門院(立皇カ)后、世人不甘心之間、彼女院重悩之時、我悔此事謝申太神宮了、其後件女院遂

不吉、毎思出此事、全不可口入」と述懐されたといい、宗忠も「心中所思、^(堀河)先帝八歳即位、独以行幸、其後及数年、強不可有母后要之处、以郁芳門院准母儀有立后之事、故天道不受欺」と評している^(中右記嘉承二年十一月二十六日)。斯様に白河上皇は媼子内親王を鍾愛のあまり、強いて必要のない准母を立てて皇后としたもので、この立后自体極めて異例の事柄に属するのである。而してその際中宮職を置いたのは、当時後三条天皇の妻

后馨子内親王がいまだ皇后の身位にとどまり、皇后宮職を附属され、「有中宮闕」ので、便宜に従つて中宮職を新后に附置したというが^(後条通記)、一面では立后の宣命や中右記の記述にみえるように、温子の例を追つて中宮職を置いたとも考えられる。

以上の二例を除いた三十五例は、天皇の妻后で、且つ初度の立后であるという共通点をもっており、かかる場合は概ね中宮職を附置するのが常例であつたと言つてよいであろう。而してこの慣例は、遡つて穩子より遼子に至る五皇后の場合にも適合し、平安中期以降は、それ以前とは対照的に、これがほぼ定制度化して江戸末期に及んだのである。

次に皇后にして皇后宮職を附置され、皇后宮（略して皇后）と称された事例を一条朝以降について検討すると、中宮の場合に比してかなり複雑である。その事例は総べて二十五例を数えるが、そのうち(1)十六例は初度立后の場合、(2)九例は附属職司が中宮職から皇后宮職に変わった場合である。而して(2)の九例はすべて天皇の妻后として冊立された皇后が、のちにその職司を変更したもので、その時点は、(イ)立后時の天皇の在位

中四例、(ロ)退位後が五例である。しかも(イ)の四例のうち、二例は後堀河天皇の妻后藤原有子と亀山天皇の妻后藤原佑子であり、鎌倉時代までは、現天皇の妻后で皇后宮と称された例も決して稀とはいえないのである。

(1)の十六例は、(イ)天皇の妻后として冊立された場合が四例、(ロ)天皇と配偶関係のない内親王が十例、(ハ)太上天皇の妻后が二例である。(イ)の四例は、三条天皇の妻后藤原娥子、後冷泉天皇の妻后藤原寛子・同敏子、近衛天皇の妻后藤原多子の事例である。寛子及び敏子の立后に際しては、特殊な事情があつて夫々皇后宮職が附されたことはさきに述べたとおりであるが、娥子の立后も正常な状態で行われたものではなかつた。娥子は大納言藤原済時の女で、三条天皇の東宮時代から入侍して寵幸を蒙り、敦明親王以下多くの皇子女をもうけた。その立后は三条天皇の即位後間もない寛弘九年四月に行われたが、当時中宮職は、左大臣藤原道長の女妍子^(同年二)に附属されていた。道長が娥子の立后を喜ばず、その儀式にも露骨な妨害を加えたことは、小右記の記述などによつてよく知られているが、妍子の中宮職に手を加えず、娥子に皇后宮職を附したのも、そうした事情によるものと思われる。多子の立后も、藤原忠通・頼長兄弟の激しい争いを背景としていて有名である。頼長は忠通の養女皇子が先に立后するならば出家遁世すると鳥羽上皇に泣訴し、漸く多子を一足早く立后させたが、それ程までに多子の先立を望んだ理由は明らかでない。或は当時既に中宮・皇后宮の班位が固定していたか

ら、名分を好む頼長は、多子が皇子より先に立后して皇后宮となり、班位において皇子の上に立つことを切望したのかも知れない。ともかく多子がさきに立后して皇后宮職を附置され、続いて数箇月後に皇子が立つて中宮職を附されたのである。斯様に以上の四例はみな特殊な事情を背後にもつた立后であるが、現天皇の妻後に皇后宮職を附し、皇后宮と称すること自体は異例というには当たらない。この例は、上記の(2)の(い)四例を加えると、鎌倉末期までに八例を数え、それらを無視して、竜氏の如く、「平安末から、皇后は天皇の母儀(多く准母)、中宮は天皇の嫡妻の地位の名称となつた」と結論するのは甚だ無理である。

次に(1)の(ロ)の十例は、令子(白河皇女)・統子(鳥羽皇女)・亮子(後白河皇女)・範子(高倉皇女)・昇子(後鳥羽皇女)・邦子(後高倉皇女)・利子(上同)・曦子(土御門皇女)・鈴子(後深草皇女)・奨子(後宇多皇女)各内親王の立后例である。天皇の准母として未婚の内親王が立后した初例は、上述の如く、白河上皇の皇女媞子内親王であるが、その後嘉承二年十二月一日鳥羽天皇の即位式を挙げるに当り、白河上皇の皇女令子内親王が天皇の准母として皇后に冊立された。時に天皇は五歳の幼弱の身であり、生母藤原政子は産後間もなく薨じ、行幸以下の諸儀式には天皇を扶持する准母が必要であつたため、天皇の即位の宣命に立后の趣旨を載せて、令子内親王を皇后としたのである(中右記年十一月二十六日・十二月一日条)。なおこの際后位を皇后とされた理由は、藤原忠実の殿(源俊房)暦(嘉承二年十一月一日)に次の如く明記してある。「内弁左大臣参左仗、令頭為房朝臣奏云、母儀ハ何后と可載宣命哉、令仰云、多是為皇大夫人、然而依

非実母、殊有其恐、仍可為皇后宮、其由可令載宣命、」つまり「非実母」という理由で皇太夫人を遠慮し(従つて皇太后なども当然憚られたであろう)、皇后としたわけで、准母として立后する場合の後位はこのとき定まつたと言つてよい。また当時中宮職は前朝に引続いて先帝堀河天皇の妻后篤子内親王に附属していたので、通例によれば、篤子内親王の後位を転上するか、またはその中宮職を皇后宮職に改め、新后に中宮職を附置すればよいのであるが、実際には篤子内親王の後位も附属職司もそのままにして、令子内親王に皇后宮職が附された。その理由を憶測すれば、既述の如く白河上皇は媞子内親王の立后をいたく後悔していたし、廷臣らもこの先例を不吉なものと考えていたから、媞子内親王の場合と同じく中宮職を附けることには抵抗を感じたのではなからうか。このうち統子内親王以下九方の立后に当つて、すべて皇后宮職を附置されたのは、太皇太后まで転上し、六十七年の生涯を平穩裡に終えた令子内親王の事例が、最吉の佳例として後世の規模とされたためであらう。例えば安徳天皇の准母亮子内親王の立后が、「依天仁二一条大宮例被行之」(玉葉寿永十四日条)とされたのもその一証である。

ところで芝・竜両氏は、この十例に媞子内親王の例を加えて、それらをみな天皇の准母として立后したもの(但し後述の如く芝氏は一例だけ例外とす)とみなしており、殊にさきに引用した竜氏の、皇后宮すなわち天皇の母儀の称であるとする説は、これらの事例を有力な根拠とされている。しかし改めて媞子内親王以下十一方の立后を検討してみると、天皇の准

母として立后したことのほぼ確認できるのは、媼子・令子・亮子・範子・利子の五内親王にとどまり、昇子・曦子・姪子・四内親王の場合、少くとも立后時には准母でなかつたことが明らかであり、残る統子・邦子・両内親王は、ともに明徴を欠くが、前者は准母の可能性が薄く、後者はその可能性もあると考えられる。先づ媼子・令子・亮子・三内親王については、さきに記述したところにより明らかであるが、範子・利子・両内親王が夫々土御門・四条各天皇の准母として立后したことは、三長記^(建久九年三月三日条)及び民経記^(天福元年六月二十日条)などにより知られる。次に昇子内親王についてみると、遙か後世の園太曆^(文和元年十二月五日条)に載せる勘例には順徳天皇の准母としているが、承元二年八月の立后時は、同天皇より二歳年長の十四歳で、しかも天皇の踐祚以前であるから、少くとも現天皇の准母として立后したのではないことは明瞭である。曦子内親王の場合は、増鏡に嵯峨天皇の「御母しろなど聞えさせ給」と見えるが、立后したのは次の後深草朝に入ってからであり、姪子内親王についても、上記園太曆所載の勘例に後二条天皇の准母としているが、その立后は後宇多朝の弘安八年八月で、時に後二条天皇は誕生後六、七箇月の幼児にすぎなかつた。

(附言) なお大日本史以下の諸書には、姪子内親王を後宇多天皇の妻后として、内親王は女院(遊義門院)となられたのちの永仁二年六月二十八日に初めて後宇多上皇の宮に入侍したもので、皇后の身位とは直接関係ないのである。

姪子内親王は後醍醐天皇の皇姉に当り、天皇の踐祚後間もない文保三年

三月に立后したのであるが、当時天皇は三十一歳の壮年で、内親王との間に准母の関係が認められないことは、芝氏も指摘されているところである。次に保元三年二月立后した統子内親王については、今鏡に東宮妃^(守仁親王妃)の准母であるとも^{(卷三大内、(後白河) 姪子内親王)}「みかとの御母になぞらへ申させ給」^{(卷六志賀、(のみそぎ) たり)}とも見え、仮りに後白河天皇の准母として立后したとすると、既に三十一歳になつていた天皇に、僅か一歳年長の内親王が准母となつたこととなり、さきに引用した中右記の記述に照しても甚だ不自然である。後高倉院の皇女邦子内親王の場合は、承久三年十二月十歳の後堀河天皇が即位するに当つて立后したもので、傍例より推して准母立后と考えることも無理ではない。

以上の如く、上記十一例中、その半ばは立后時に天皇の准母であつたとは認め難く、それらは准母立后の例に准じて、皇姉等に当る内親王を優遇するため皇后に立てたものとみるのが妥当であろう。初例の媼子内親王の場合でも、准母をおく必要がないにも拘らず、内親王優遇のため敢えて准母として立后した経緯は既述のとおりであるが、畢竟非妻后の内親王の立后には、初めから内親王優遇の意図が含まれており、漸次その意図が表面に現われて、終には単なる内親王優遇策と化してしまつたのであろう。なお上記の媼子内親王以下十一方の皇后を「尊称皇后」と称して、一般の皇后と区別する芝氏の見解について一言触れておきたい。この十一方の皇后は、確かに「皇后^{謂、天子之嫡妻也}」という令意に全く背馳するもので、芝氏の見解もいわれなしとしない。芝氏は更に一般妻后の立后

宣命には、「皇后止定賜布」(儀式その他)とあるのに対し、非妻后の場合は、「皇后崇奉留」(皇子内親王の例。他)とか、「尊登希天皇后止上奉利崇奉留」(皇子内親王の例。玉葉)とかあつて、両者が区別されている点を強調しておられる。しかしこの宣命の詞章の差異を根拠とするならば、当然次にあげる藤原泰子・同得子の例も加えねばならず、反つて問題を複雑にする懼れがあるのではなからうか。非妻后の皇后の出現という現象も、基本的には后位の名目化の現われで、天皇の祖母或は母でない太皇太后・皇太后も相ついで出現した時世であるから、強いて皇后についてのみ區別せねばならぬこともないが、便宜上區別を必要とするならば、天皇と配偶関係がないという事実によつて區別すれば足りるのであろう。

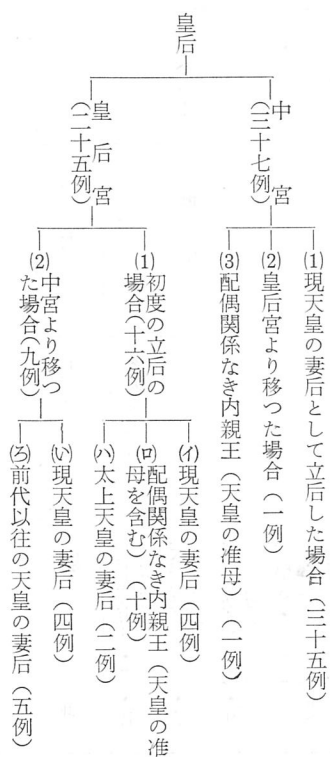
さて最後に(イ)の二例について検討を加えてみよう。これはともに鳥羽上皇の宮に入侍したのち、皇后に立てられた藤原泰子・同得子の例である。泰子の入宮の背景には多年に亘る複雑な事情が存したのであるが(拙著「藤原頼長」参照)、その立后は、鳥羽天皇が讓位してから十年以上を経た長承三年三月、泰子の父前関白忠実の懇願により、「太上皇以夫人立后例未聞」(長秋)という世人の批難をよそに強行されたものである。しかしこの異例の立后も、制度上皇后を立てる主体はあくまでも現天皇であるから、崇徳天皇の宣命にはかなり苦心のあとがみえる。すなわちそれには「從四位下藤原朝臣泰子者、前太政大臣乃長女天、太上天皇ニ令侍利、心整操修天御意尔毛重久恤給比天、后位尔尊登之天、此大臣乃忠節不撓天三代乃朝廷遠相舌奈比、奉助留元功遠毛報酬之免給比」云々とあ

り(中右記長承三年三月十九日条)、泰子が上皇に侍していることと共に、父忠実の功勞に酬いることが、立后の事由として前面に押し出されている。ここになれわれは后位の名目化―名譽的地位としての―の極端な例をみるのである。ところで当時后位に備わっていたのは、二十数年前に鳥羽天皇の准母として立后した令子内親王と、崇徳天皇の妻后藤原聖子の二皇后のみで、内親王には皇后宮職、聖子には中宮職が夫々奉事していたが、泰子の立后に当り、令子内親王は「太上天皇乃母儀于之於朕天可為祖母之」という理由から、「令条」に拠つて太皇太后にのぼせた旨を宣命に載せている。この転上には可否の論議もおこつたらしく、太政官の外記は「從皇后昇給太皇太后例未見、只次第昇給時有此事也」と否定的な意見を勘申したが、「帝祖母謂太皇太后」とする「令条」に拠るべしという明法家の主張が採用されたのである。それは、「令条」の存在もさることながら、恐らく眞の皇太后というべき崇徳天皇の母后藤原璋子が、現に待賢門院と称して在世しているの、令子内親王を通例により皇太后とすることは不適切であると考えられたのではなからうか。而して泰子の場合、こうした事情と、その立后の特異性によつて、令子内親王の佳例を追い、皇后に立ち、皇后宮職を附置されたのであろう。但し崇徳天皇には母后が現存しており、泰子が天皇の母儀に准ぜられる必要も、准ぜられた形跡もないから、竜氏の説かれる如く、「天皇の御母、あるいは御母たるべき地位の方」として、泰子に皇后宮職が附置されたとみるのは當を得ないであらう。

次に藤原得子の例についてみると、得子は永治元年十二月、所生の近衛天皇の即位礼当日皇后に立ち、皇后宮職を附置されたのである。その表向きの理由が如何なるものであつたか明らかではないが、国母すなわち天皇の生母を尊崇せんとするのが立后の実質的な理由であつたと判断される。しかしそれならば、令の本義に拠つて、一条天皇の生母藤原詮子、或はのちの高倉天皇の生母平滋子の場合と同じく、皇太后に立つのが順当である。鎌倉時代以降も、天皇の生母が女御から皇太后にのぼつた例が少くなかつたことは既述のとおりである。然るに得子の后位が皇后に定められたのは、崇徳天皇の皇后聖子との関係によるものと推測される。得子は終生鳥羽上皇の絶大な寵幸を蒙つたが、関白藤原忠通の女である皇后聖子に比すれば、その門地は遙かに低く、そのため近衛天皇は誕生後間もなく聖子の猶子となつたのである（兵範記久寿二年七月二十三日条）。従つて得子を后位に立てる場合、聖子を越えて皇太后にのぼせることは不適当と考えられたであらう。そのうえ鳥羽上皇の嫡妻という面をとれば、上述の泰子の場合と同じケースと言ひ得る。結局近衛天皇の即位の盛典に当り、皇后聖子を皇太后に転上し、得子は最前の泰子の例を追つて皇后に立ち、皇后宮職を附置されたのであらう。ともかくこの二例は、現天皇の嫡妻として立后したのではないという点をとれば、上記の非妻后の内親王に近い存在といえるが、当時の太上天皇の地位を考慮すれば、天皇の妻后に准じて考えるのが穩当であらう。

以上やや煩瑣に亘つたが、一条朝以降の全皇后について類別検討して

みた。それをまとめると、次の如く表示することが出来る。



むすび

「中宮」の意義は、令文においては、皇后ないし三后の居所の称であり、更に皇后ないし三后をさす間接的な称謂でもあつたが、奈良時代より平安前期にかけては、實際上概ね皇太夫人をさす称謂とされ、皇后の別称として用いられることはなかつた。

しかし平安中期より皇太夫人が史上から姿を消す一方、中宮は、一時令文の如く、皇后ないし三后に通用する称謂となつたが、間もなく皇后のみの称となり、更に二皇后併立の新例が開かれ、中宮・皇后宮（略して皇后）の両称謂が並び用いられるに至り、両者の異同を論ずる種々の見解も出され、その間、后位の直接的な称謂である「皇后」と、中宮との概念の混淆も生じた。この問題につき小稿では、先ず中宮と皇后との

関係を考え、次に中宮と皇后宮との関係を考究してみた。而して前者については、喜田・芝両氏の高説に導かれて、中宮も、その身位(后位)を表わす正式の称谓は「皇后」であり、「中宮」という后位が別にあるわけではないことを確認した。後者については、二つの称谓が並び行われる例の開かれた一条朝以降の全皇后について検討を加えてみたが、その結果はさきに表示したように整理される。それによつて一応通則的なものを抽出すると、次の三点に要約できる。

- (I) 現天皇の嫡妻として初めて立后した皇后は中宮と称する。
 (II) 中宮より転上した皇后は皇后宮(略して皇后)と称し、
 (III) また天皇と配偶関係なき皇后も皇后宮と称する。

従つて前掲の表中、中宮の(2)・(3)の二例と、皇后宮の(1)の(イ)・(ハ)六例は、結果的には異例ということになるが、斯様に多くの例外が比較的内容

(附表1) 三后・皇太夫人対照表 (藤原宮子より同温子まで)

御名	御配偶	御所生	皇太夫人(中宮)	皇	后	皇太后	太皇太后	崩御
藤原宮子	文武	聖武	神龜1・2・4 (七二四)					天平勝宝6・7・19 (七五四)
藤原安宿媛 (光明子)	聖武	孝謙				孝謙即位後		天平宝字4・6・7 (七六〇)
当麻山背	舍人親王	淳仁	天平宝字3・6・16 (七五九)					天平宝字8・10・9 (七六四) (配流)
井上内親王	光仁							宝龜3・3・2 (七七二) (廢后)
高野新笠	光仁	桓武	天応1・4・15 (七八一)					延暦8・12・28 (七八九)

易に生じた背後には、一后一職司と后位の名目化という現象が横たわっているのであり、天皇と配偶関係のない皇后は別として、中宮と皇后宮との間には、特に本質的な差異はないと言ふべきである。

平安中葉、二皇后併立の現象が起り、一后一職司制により夫々皇后宮職・中宮職が附置され、それによつて皇后宮・中宮と呼称して両者を弁別したが、更に中宮の班位も漸く定まり、中宮が三后と並ぶ後宮の一つの地位の如き観を呈するに至つたことは事実である。殊に二妻后が同時に併存した例の少くなかつた当時において、皇后の一方を中宮と称して呼び別けることは必要であつたし、今日の歴史叙述においても中宮・皇后(宮)の両称谓を使い分けるほうが都合のよい場合も多いであらう。しかしそれは中宮の意義を正確に認識したうえで初めて許されることであつて、小稿がそれに何ほどか寄与することが出来れば幸である。

(附記) 藤原宮子は神龜元年三月二十二日迄大夫人と称され、当麻山背も大夫人と称された。この表では便宜上皇太夫と大夫人の別を考慮しなかつた。

(附表2) 三后対照表 (藤原總子より同夙子まで。但し※印は配偶関係なき皇后)

御名	御配偶	御所生	中	后	皇	太	院号宣下または崩御
藤原穩子	醍醐	朱雀・村上	延喜23・4・26 (九二二)		承平1・11・28 (九三二)	天慶9・4・26 (九四六)	天曆8・1・4崩 (九五四)
藤原安子	村上	冷泉・円融	天徳2・10・27 (九五八)		天禄4・7・1 (九七三)	寛和2・7・5 (九八六)	応和4・4・29崩 (九六四)
昌子内親王	冷泉		康保4・9・4 (九六七)		天禄4・7・1 (九七三)	寛和2・7・5 (九八六)	長保1・12・1崩 (九九九)
藤原煌子	円融		天禄4・7・1 (九七三)		寛弘9・2・14 (一〇二二)		天元2・6・3崩 (九九九)
藤原遵子	円融		天元5・3・11 (九八二)	永祚2・10・5 (九九〇)	長保2・2・25 (一〇〇〇)		寛仁1・6・1崩 (一〇一七)
藤原詮子	円融	一条			寛和2・7・5 (九八六)		正曆2・9・16院号 (九九一)

藤原乙牟漏	桓武	平城・嵯峨	延暦2・4・18 (七八三)		弘仁14・4・23 (八二三)	天長10・3・2 (八三三)	延暦9・閏3・10 (七九〇)
橘嘉智子	嵯峨	仁明	弘仁6・7・13 (八一五)	天長4・2・27 (八二七)	天長10・3・2 (八三三)	仁寿4・4・26 (八五四)	嘉祥3・5・4 (八五〇)
正子内親王	淳和		嘉祥3・4・17 (八五〇)		天長10・3・2 (八三三)	貞観6・1・7 (八六四)	元慶3・3・23 (八七九)
藤原順子	仁明	文徳	天安2・11・7 (八五八)		貞観6・1・7 (八六四)	元慶6・1・7 (八八二)	貞観13・9・28 (八七一)
藤原明子	文徳	清和	貞観19・1・3 (八七七)		元慶6・1・7 (八八二)		昌泰3・5・23 (九〇〇)
藤原高子	清和	陽成	仁和3・11・17 (八八七)		寛平9・7・26 (八九七)		寛平8・9・22 (八九六)
班子女王	光孝	宇多	寛平9・7・26 (八九七)				昌泰3・4・1 (九〇〇)
藤原温子	宇多	(醍醐養母)					延喜7・6・8 (九〇七)

藤原泰子	藤原聖子	藤原璋子	※令子内親王	篤子内親王	※媞子内親王	藤原賢子	磐子内親王	藤原歆子	藤原寛子	藤原寛子	章子内親王	藤原姫子	禎子内親王	藤原威子	藤原城子	藤原研子	藤原彰子	藤原定子
鳥羽	崇徳	鳥羽		堀河		白河	後三条	後冷泉	後冷泉	後冷泉	後朱雀	後朱雀	後朱雀	後一条	三条	三条	一条	一条
		崇徳・後白河	(鳥羽准母)		(堀河准母)	堀河							後三条				後一条・後朱雀	
大治5・2・21 (一一三〇)	永久6・1・26 (一一一八)			寛治7・2・22 (一一九三)	寛治5・1・22 (一一九二)	延久6・6・20 (一一七四)	延久1・7・3 (一一六九)	治曆4・4・17 (一一六八)	永承1・7・10 (一一四六)	長元10・3・1 (一一三七)	長元10・2・13 (一一二八)	寛仁2・10・16 (一一一八)		寛弘9・2・14 (一一一二)		長保2・2・25 (一一〇〇)	永祚2・10・5 (九九〇)	
長承3・3・19 (一一三四)			嘉承2・12・1 (一一〇七)			延久6・6・20 (一一七四)	治曆4・4・17 (一一六八)	永承6・2・13 (一一五一)			長元10・3・1 (一一三七)		寛弘9・4・27 (一一一二)				長保2・2・25 (一一〇〇)	
永治1・12・27 (一一一四)						延久6・6・20 (一一七四)	延久1・7・3 (一一六九)	治曆4・4・17 (一一六八)	永承6・2・13 (一一五一)		永承6・2・13 (一一五一)			寛弘9・2・14 (一一一二)				
			長承3・3・19 (一一三四)				延久1・7・3 (一一六九)	治曆4・4・17 (一一六八)									寛仁2・1・7 (一一一八)	
保延5・7・28院号 (一一三九)	久安6・2・27院号 (一一五〇)	天治1・11・24院号 (一一二四)	天養1・4・21崩 (一一四四)	永久2・10・1崩 (一一二四)	寛治7・1・19院号 (一一九三)	応徳1・9・22崩 (一一八四)	寛治7・9・4崩 (一一九三)	康和4・8・17崩 (一一二二)	大治2・8・14崩 (一一七四)	延久6・6・16院号 (一一七四)	長暦3・8・28崩 (一一三九)	治曆5・2・17院号 (一一六六)	長元9・9・6崩 (一一三六)	万寿2・3・25崩 (一一二五)	万寿4・9・14崩 (一一二七)	万寿3・1・19院号 (一一二六)	長保2・12・16崩 (一一〇〇)	

藤原長子	藤原有子	※邦子内親王	藤原立子	※昇子内親王	藤原麗子	※範子内親王	藤原任子	※亮子内親王	平德子	平滋子	藤原育子	姝子内親王	※統子内親王	藤原忻子	藤原呈子	藤原多子	藤原得子
後堀河	後堀河		順德		土御門		後鳥羽		高倉	後白河	二条	二条		後白河	近衛	近衛	鳥羽
			仲恭			(土御門准母)		(安德准母)	安徳	高倉							
嘉祿2・7・29 (一一二五〇)	貞応2・2・25 (一一二三三)		承元5・1・22 (一一二二二)		元久2・7・11 (一一二〇五)		建久1・4・26 (一一一九〇)		承安2・2・10 (一一二七二)		応保2・2・19 (一一一六二)	保元4・2・21 (一一一五九)		保元1・10・27 (一一一五六)	久安6・6・22 (一一一五〇)		
	嘉祿2・7・29 (一一二二六)		承久3・12・1 (一一二二二)		承元2・8・8 (一一二〇八)		建久9・3・3 (一一一九八)		養和2・8・14 (一一一八二)		承安2・2・10 (一一二七二)		保元3・2・3 (一一一五八)	保元4・2・21 (一一一五九)	保元1・10・27 (一一一五六)	久安6・3・14 (一一一五〇)	永治1・12・27 (一一一四二)
									仁安3・3・20 (一一一六八)					承安2・2・10 (一一一七二)	保元1・10・27 (一一一五六)		
																保元3・2・3 (一一一五八)	
寛喜1・4・18院号 (一一二二九)	嘉祿3・2・20院号 (一一二二七)	貞応3・8・4院号 (一一二二四)	承久4・3・25院号 (一一二二二)	承元3・4・25院号 (一一二〇九)	承元4・3・19院号 (一一二〇六)	建永1・9・2院号 (一一二〇〇)	正治2・6・28院号 (一一一八七)	文治3・6・28院号 (一一一八二)	養和1・11・25院号 (一一一六九)	嘉応1・4・12院号 (一一一六六)	承安3・8・15崩 (一一一七三)	承安2・2・5院号 (一一一六二)	保元4・2・13院号 (一一一五九)	承元3・8・12崩 (一一二〇九)	仁安3・3・14院号 (一一一六八)	建仁1・12・24崩 (一一二〇二)	久安5・8・3院号 (一一一四九)

幸子女王	藤原房子	源和子	某(中宮)	藤原廉子	珣子内親王	藤原禮子	※熈子内親王	藤原忻子	藤原鐔子	※嬪子内親王	藤原娍子	藤原公子	※曦子内親王	藤原姑子	※利子内親王	藤原樽子
東山	靈元	後水尾	長慶	後醍醐	後醍醐	後醍醐		後二条	伏見		龜山	龜山	後深草	後嵯峨		後堀河
		明正		後村上								後宇多		後深草・龜山	(四条准母)	四 条
宝永5・2・27 (一七〇八)	天和3・2・14 (一六八三)	寛永1・11・28 (一六二四)		元弘3・12・7 (一一三三)	元応1・8・7 (一一二九)	嘉元1・9・24 (一一〇三)		正応1・8・20 (一二八八)	弘長1・8・20 (一二六一)	文応2・2・8 (一二六二)	康元2・1・29 (一二五七)		仁治3・8・9 (一二四二)		寛喜2・2・16 (一一三〇)	
					文保3・3・27 (一二二九)			弘安8・8・19 (一二八五)	弘長1・8・20 (一二六一)	宝治2・8・8 (一二四八)		天福1・6・20 (一一三三)				
				後村上即位後カ (一一三三)	元弘3・7・11 (一一三三)											
宝永7・3・21院号 (一七一〇)	貞享4・3・25院号 (一六八七)	寛永6・11・9院号 (一六二九)		正平6・12・28院号 (一一三五)	延元2・1・16院号 (一一三七)	元弘3・10・12院号 (一一三三)	元応1・11・15院号 (一一二九)	延慶3・12・19院号 (一一二〇)	永仁6・8・21院号 (一二九八)	正応4・8・12院号 (一二九一)	文永5・8・9院号 (一二七二)	文永9・8・9院号 (一二六八)	正元1・12・19院号 (一二五二)	建長3・3・27院号 (一二四八)	宝治2・6・18院号 (一二四八)	貞永2・4・3院号 (一一三三)

藤原舎子	桜町	後桜町	寛延3・6・26院号 (一七五〇)
藤原富子	桃園	後桃園	明和8・7・9院号 (一七七二)
欣子内親王	後桃園	(光格養母)	天明3・10・12院号 (一七八三)
藤原維子	光格	(孝明養母)	天保12・閏1・22院号 (一八四一)
藤原祺子	仁孝	(明治養母)	弘化4・10・13院号 (一八四七)
藤原夙子	孝明		明治30・1・11崩 (一八九七)

(附記) 1、始子内親王は院号宣下のちに後宇多上皇の宮に入つたが、后位とは関係ない。

2、藤原禧子は元弘二年五月光厳天皇の勅により院号宣下があつたが(礼成門院)、翌三年六月後醍醐天皇はこれを否定して皇后に復した。

3、長慶天皇の朝に中宮の存したことは明徴があるが、姓名その他明らかでない。